１．件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（瓦礫等一時保管エリアの変更に伴う実施計画Ⅲの変更）に係る面談
２．日時：令和３年５月１０日（月）１４時００分～１４時３０分
３．場所：原子力規制庁６階会議室
４．出席者
原子力規制庁　原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
高松専門職、久川係員
東京電力ホールディングス株式会社（TV 会議システムによる出席）
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所　担当４名
５．要旨
〇東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画変更認可申請(瓦礫等一時保管エリアの変更に伴う実施計画Ⅲの変更、令和３年４月１日申請受理)に関し、令和３年４月２８日付けで受理した補正申請について資料に基づき以下の説明を受けた。
- 瓦礫類一時保管エリアＱの用途の変更を行うに当たって、空間線量率を低減させるためにアスファルト舗装を実施し線量率が低下したこと。
- 第３編３．１．４のモニタリング計画及び放射性物質低減対策等について現状にあわせた記載に変更したこと。

〇原子力規制庁は、上記の説明内容を確認した。

６．その他
資料：瓦礫等一時保管エリアの解除及び変更について
モニタリング計画等の現状反映に伴う実施計画Ⅲ特定原子力施設の保安第３編３．１．４の変更について